

古文書勉強会

令和五年一月二十一日

半田市立博物館

テーマ「江戸時代の庄屋の仕事」

江戸時代、村は庄屋が統治していた。

藩の、村への指示は、名古屋在住の奉行または鳴海陣屋の代官から、文書で行われた。地頭からの指示も文書で行われた。

又、村の、藩や地頭の指示事項に対する報告書や、藩や地頭に対する願い事（願達）は文書で行われた。

半田市立博物館は、乙川文書（2760点）、西成岩文書（939点）、合計3699点を保存しているが、その多くは、村政の資料、いわば庄屋の仕事の記録であると考えています。

庄屋の仕事のあらましは、

年貢徴収及び雑税（小物成）の徴収と藩への納付

藩への諸願達（依頼書）発行と交渉

藩からの指示（御触状）の実施と結果報告

下用（村民税）の徴収と運営

村の犯罪捜査と裁き

土木工事、建築工事（普請）の差配と藩への工事代金請求

森（御林、定納山）の竹木の伐採・採取の管理

開墾（起）の願達しと、差配

宗門改帳（住民台帳）、出入簿（住民異動簿）作成と藩への報告

人夫の徴用事務、巡廻に来る藩のお役人の接待

藩への資金貸し出し（調達金） 事務

3

褒賞金の村人への配分

掟（村法）の制定・改訂

もめ事の調停

寺社に関わる行政課題（神官、僧侶の新

任、退任、寺院建築・修繕願など） 差配

絵図面（村絵図、家並図）作成

など、庄屋は村を運営するためのあらゆる

事を行っていた。武士（藩士）は村の運営

に直接携わることにはなかった、村のことは

村で済ませていた。

本日は、庄屋の仕事の例を、古文書勉強会の資料とします。

西成岩文書・Z06・1（御触状留帳）、

Z06・2（願達留）、榊原伊三家文書Z0箱

4 21 9・1（起方願）、乙川文書Z04・6

6 4（調達金）を勉強します。

漢文風の返り点

無相違 有之 為指登 可皆納 不申 不苦 乍恐 奉差上 被下置 被為仰出

無相違

有之

為指登

可皆納

不申

不苦

乍恐

奉差上

被下置

被為仰出

特徴のある扁の文字に注意していただきます

碇

とう

石扁

鉢

はち

金扁

碇

ふむ

足扁

字

まぐ

門構

西成岩文書より抜粋

藩から村に出された御触状、
すなわち、指示書を読みます



疏

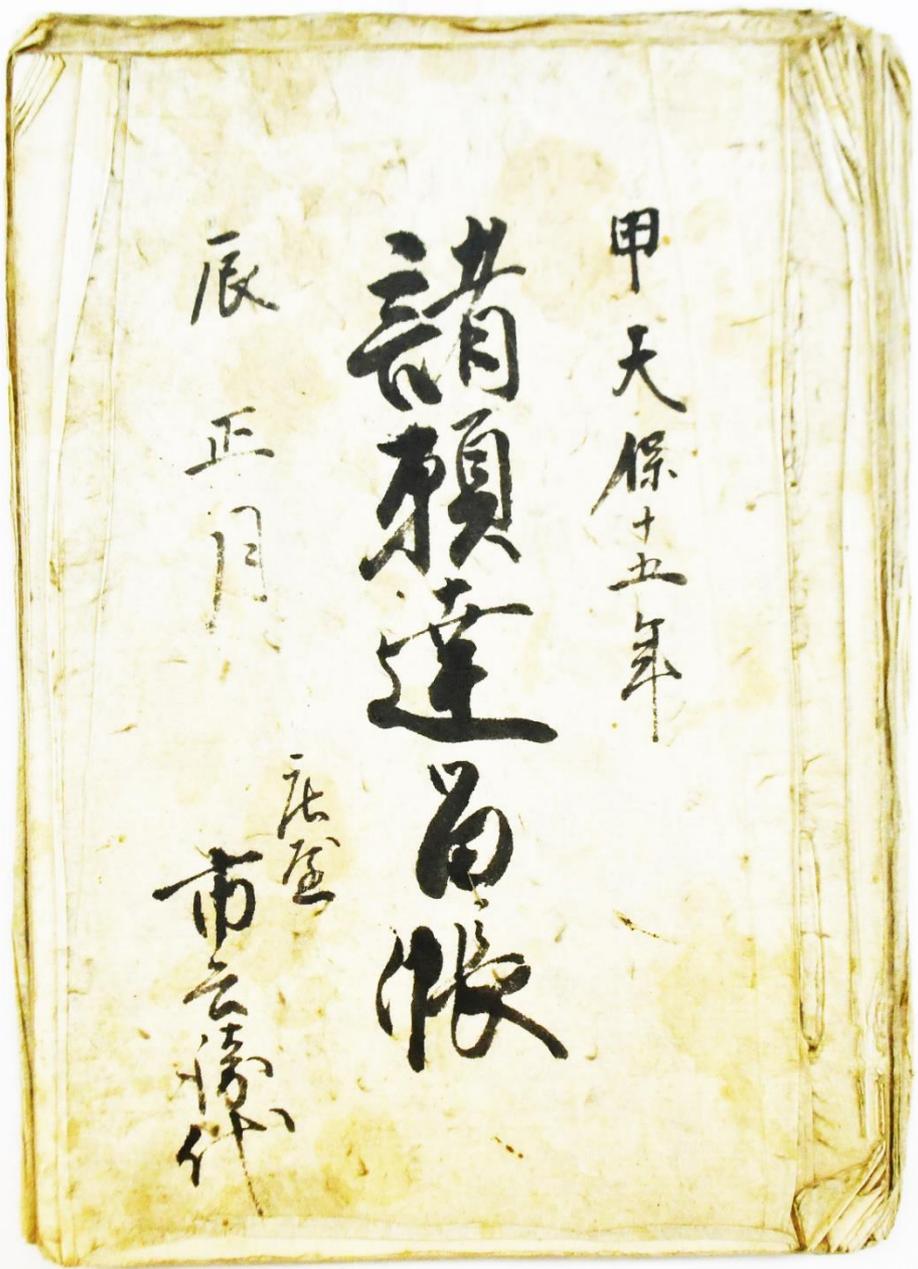
所獲竟在子光許諸般應應
任為一人是實因感造為中
買天久矣自費實以可
即如安公自今以所獲
全獲如也今中亦一切
書書故為也自今以所
取亦不更推也今亦不
偏正也

No	月	日	内容
1	7	1	菜種油、燈油価格調査書村へ提出指示
2	7	1	菜種油、燈油価格調査書油屋の提出指示
3	11		継立人足の指示（千賀船手奉行）
4	6	29	祭礼に対する指示（再指示）
5	7	3	調達金返済願いの催促
6	7	6	麦年貢の指示
7	7	6	麦年貢の指示
8	7	8	厩係を設けたので、届物がある者は届出ること
9	7	8	米切手（藩札）の交換率（錢6, 163文に）改正
10	7	4	別紙書付（内容不明）を寺々へ回覧指示
11	7	9	燈油の販売価格統制の指示、1升350文以下で販売のこと
12	7	11	新規小売店出店の規制通知
13	7	18	麦引当調達金の利息支払い通知
14	7	18	御国産（尾張藩の生産物）船積みの規則通知
15	7	19	寺社奉行所通達（内容不明）
16	7		傘、下駄使用の制限通知（身分の高い者、女子供は使用可等々）
17	7		帯刀を許された百姓共の服装、連れだつ者の規制通知
18	7	18	神社の再建につき寄附の催促
19	6		馬の取引価格高騰につき規制の通知
20	7	21	89才以上の者がおれば名前年齢など申し出ること
21	7	21	米札（藩札）の使用を促進通知
22	7	25	祭礼中止の通知
23	7	26	大網以外の鰯漁を禁止する通知

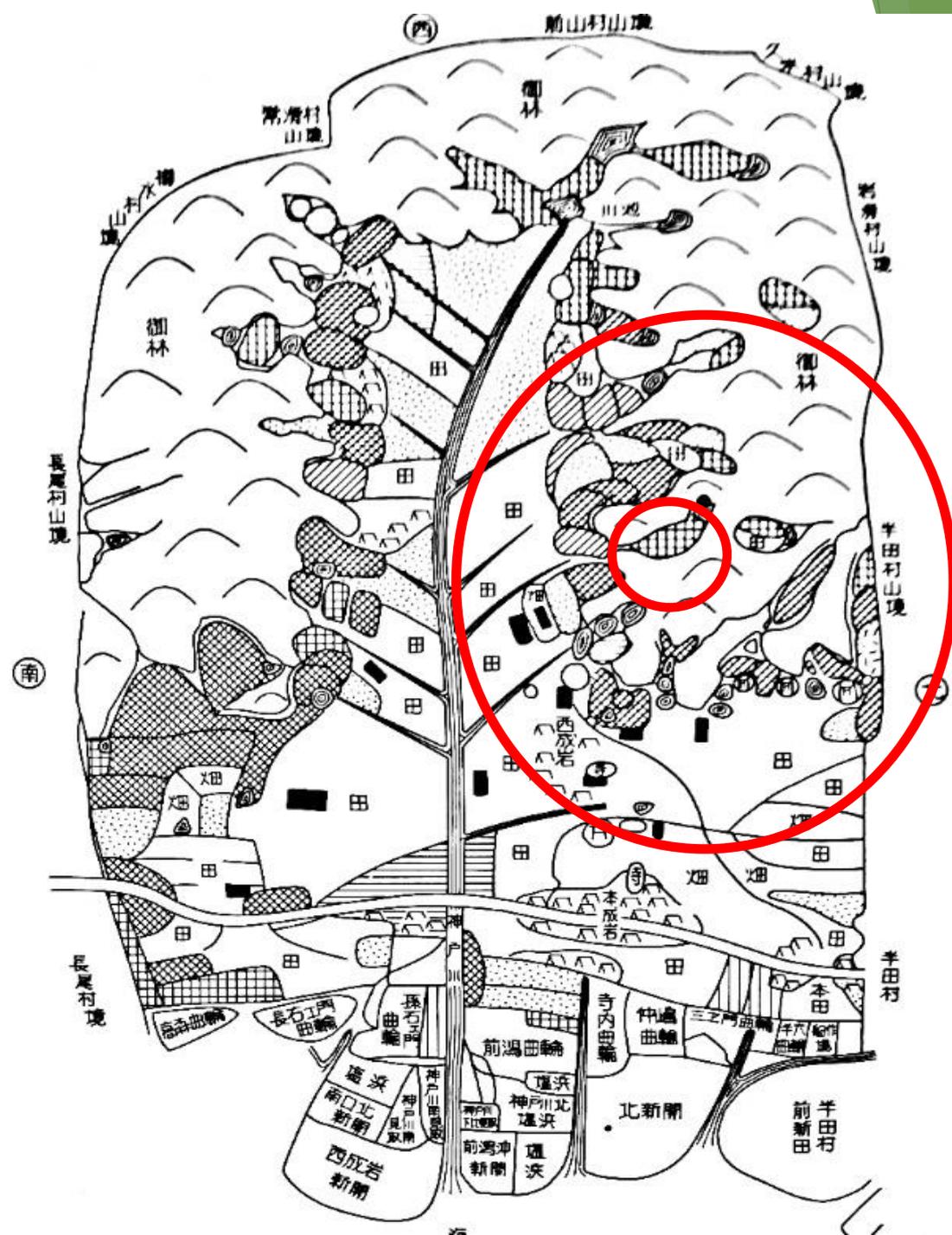
24	7	29 門徒が新門跡就任祝いに京に上ることの制限通知
25	8	9 江戸・大阪に荷送りをしている商人に対しその量金額報告の指示通知
26	8	7 祭礼の件申し出る条件の通知
27	8	23 質屋に申し渡す件があり出頭命令
28	(8)	24 当年の綿布役銀（人頭税）の納入指示
29	8	亥新田の年貢率指示
30	7	当家（長望家）に宗門改帳他の書類の提出指示
31	7	籤引き興行の許可通知、但し名古屋城下、津島へは一切売りに行ってはならない
32	8	20 寺社奉行よりの指示（内容不明）
33	6	贋金造り厳禁の通知、もしそのようなことを聞いたら役所に通報せよ
34	8	21 通達（内容不明）を高札場に掲げることの指示
35	6	26 通達（内容不明）を承知したら、寺々、その雇人、その他支配下の者へ通知の指示
36	7	25 博奕禁止令
37		新刊書発行ルール、権現様（徳川家康公）の御名、身の上等の掲載の許可通知
38	6	馬の取引価格高騰につき規制の通知（触 1 9 と同じ内容）
39	7	江戸大坂の芸人を困い置き、狂言等の興行の禁止令
40	6	丁銀の包紙を破ることの禁止令、包紙に記載する名前の制限令
41	7	25 右の通り（触 4 0 のことか）の通達を村民残らず通知の指示
42	7	御城米備船に指名したので、請書を提出すること。
43	8	19 質屋、商人宿の制限令
44		葬儀、神社仏閣に対する寄進、豪華な仏壇など謹むように通知
45	8	陰陽師、加持祈祷師等過大な金員を要求する者の禁止令
46	8	神社仏閣への寄進を質素にするべきことの通知

村から藩への報告やお願ひ文（願達）の控¹¹
より抜粋

検見願ひの文書を読みます
不作の時に検見（実際のとれ高から年貢を
決める）の願ひ



御林 (藩の所有林) と彦洲



一 西新田在河内县之北限下

南限田

一 口在河内县之北限下

北限田

一

一 官新田在河内县之北限下

北限田

一

右 官新田在河内县之北限下
官新田在河内县之北限下
官新田在河内县之北限下

书魏正德元年八月八日自京口大风雷雨
晚稻有穗云云云中稻穗捏合以有寸分
里粒粒穗书书其仕又自土自初分寸寸寸之
大风多寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸
总爱书寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸
为寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸
寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸

所珍元亨教皇... 所奉也之序... 付委且... 与... 之... 之...

嘉承... 年

九月

嘉承... 年

作... 助

作... 助

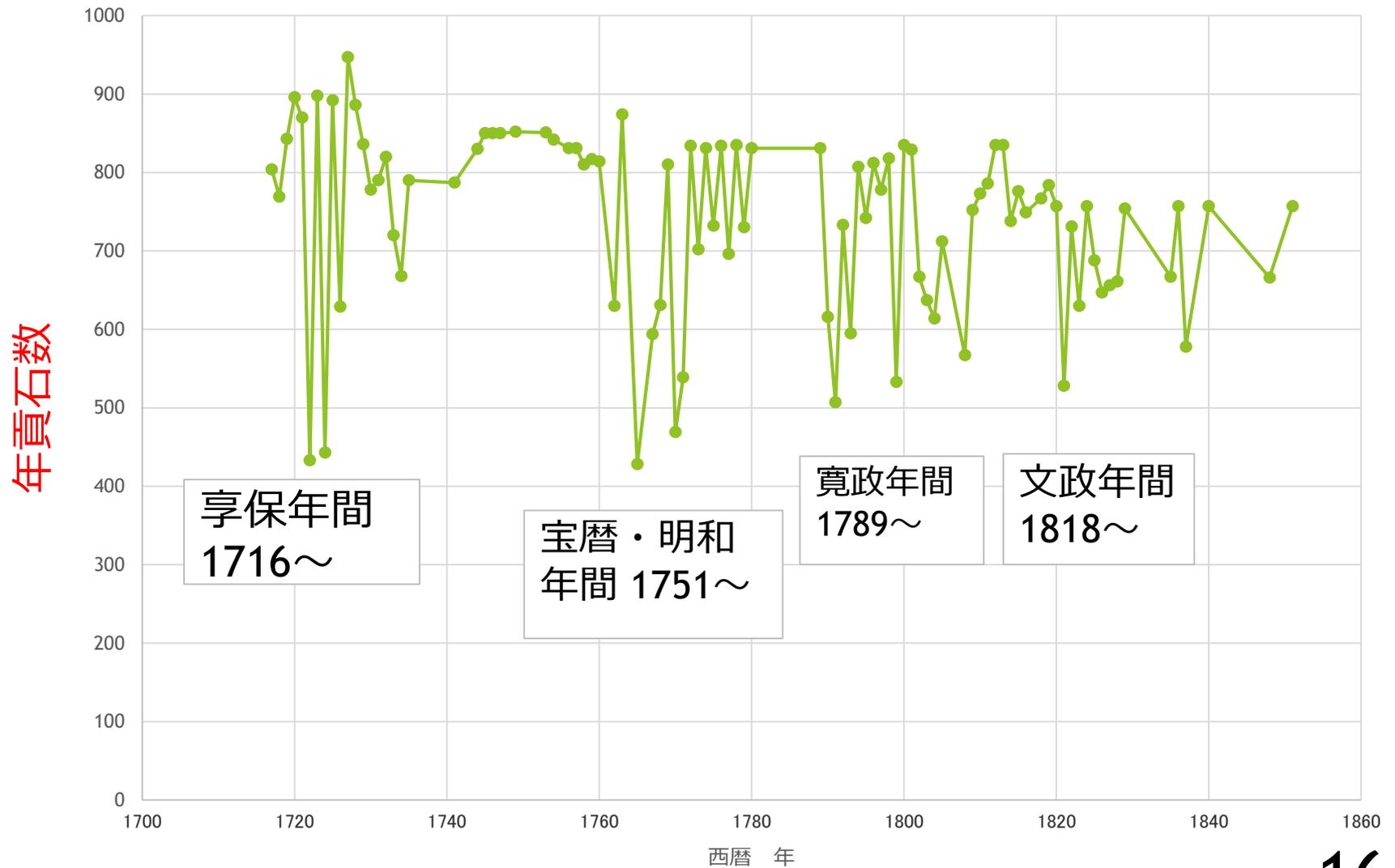
作... 助

作... 助

嘉承... 年

柳... 所... 取... 研

乙川村年貢と豊凶



榊原伊三家文書の抜粋

開墾（越）願いの文を読みます。
御林山（藩所有の林地）で開墾に
適した土地を探していただいて、
開墾をしたいので、よろしく許可
願いたい。と、お願いしていま
す。

以恩私示學事

一 是問裝河林內田細起

二 是成不心之口歌

地面清在少中

并其是

例一 迴之

是度

端

午

一 札

各

各

各

一孔依之何似

承水山年

國國日月

產前百餘

西華社

廣德堂

仙樂苑

七七

七七

華會

長安

法苑

定安

孫子

王中琴

右為祖晉伯公一日以氣中上道通

法之身加判任公之

在德堂

王君

門名

行和

于

村所後

乙川文書資料 4・664 天明八申調達金

乙川村は天明年間に数百両の調達金（尾張藩の借金）を提出している。

寛政四年になって、天明八年に提出した調達金につき、「それまで支払った利息金を元金返済にしてほしい、残りの元金はその後十五年の割賦にしてほしい」と藩が申し込んできた。

それに対し、庄屋は江戸へ売った酒代が来ないので、暮の支払いができない、残りの元金を七分で（70%）いいので、返金してほしいと、申入れた。

尾張藩は、大商人ばかりでなく、百姓からも大金を借りていた。藩は借りたものの、なかなか返済しないので、こうした、もめ事が多くあった。

文字の検討

この文書では、置と差の文字がでてきます。
その意味を検討します。

置

被ニ下置一 読み…くだしおかれ

置は本来赦又は許の意で、「下されたまま、くだ
さったのがゆるさされている」の意と解釈したい。

差

為ニ差登一 読み…さしのぼりさせ

差は、意味のない文字で、文意は「のぼらせ」
「上げさせ」と解釈したい。

差詰 読み…さしつまり 差は意味のない文字で、
文意は、「詰まる」と解釈したい。

外に、聞召…聞くの尊敬語 分けても…ことさらに
畏…ありがたく 筈…予定をあらわす 一圓…全く

五侯七貴之公事

青中月明也

知者心門好後

不食之存也

吉

金五兩好也

五兩五兩六兩及五兩也

青中月明也

只

不食之存也

金七兩好也

七兩五兩六兩及五兩也

利也

為元仁德言為也

右欄全金之狀也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全
全之全全也。此下亦全片也。全

石為公難上之老相道其方於之
為始方之老重方始佈其於之
古有公老始佈